



創立昭和28年1月8日

TANABE ROTARY



District 2640 田辺ロータリークラブ Club Weekly Bulletin

2019-20年度
国際ロータリーテーマ
「ロータリーは世界をつなぐ」
-ROTARY CONNECTS THE WORLD-
マーク・ダニエル・マローニー R I 会長
国際ロータリー第2640地区
中野 均ガバナー



「和歌山城」撮影 山路 守会員

4つのテスト (FOUR WAY TEST)

- 言行はこれに照らしてから
 (1) 真実かどうか
 (2) みんなに公平か
 (3) 好意と友情を深めるか
 (4) みんなのためになるかどうか

例会日 木曜日 12:30
 例会場 ホルハーヴェスト南紀田辺
 会長 白井 浩
 幹事 古谷 典子
 会報委員長 山路 守
<http://tanabe-rc.com/>

承認 昭和28年3月2日
 事務所 T 646-0031
 田辺市湊23-6
 TEL 0739-24-2002
 FAX 0739-26-0264
 mail tanabe-rc@helen.ocn.ne.jp

出席報告

	第3270回	第3271回	第3272回
会員数	85名	85名	85名
出席規定免除会員数	7名	7名	7名
出席計算会員数	82名	84名	83名
出席者	52名	69名	61名
出席率	63.41%	82.14%	73.49%

メイクアップ

12月7日 玉井、木村勝(米山学友会総会・クリスマス会)
 12月7日 白井、横田、古谷(地区立法案検討会)

お祝い

配偶者誕生日 田端治代(正巳)
 皆瀬三千代(正夫)
 岩本佐江子(浩典)

結婚記念 渡部

ニコニコ箱

☆田辺税務署長野間 剛様、本日の卓話よろしくお願ひします。……………白井、古谷
 ☆田辺税務署長野間 剛様、田辺RCへようこそ。卓話よろしくお願ひ致します。……………長井、
 野村、横田、新井、伊賀、植田英、榎本、近藤、坪井、玉井、
 玉置、柏木、新藤、中田吉、松本、脇村富、田端、岩本、瀬戸
 ☆親睦活動委員会の皆様、忘年会ありがとうございました。
 した。大勢の参加楽しいひと時でした。……………白井
 ☆先週の田辺RC忘年会、多数のご参加ありがとうございました。……………橘
 ☆先週は、久しぶりに田辺RC忘年会に2次会から参加させて頂きました。私が遅れて参加するからと、いつも以上に多くの方が2次会に参加頂いたとのこと、大変有難うございました。又、その為に皆さんに声を掛けて下さった山路先生、有難うございました。参加された皆さんのお温かい配慮のお蔭で、私にとって

●司会者

白井 浩会長

●ソング

見上げてごらん夜の星

●ゲスト

田辺税務署長
野間 剛 様

●ビジター

竹中喜廣君(和歌山RC)

12月19日のプログラム

大阪芸術大学

南 鼎太郎 様

12月26日のプログラム

会員卓話
山路 守 会員

はリフレッシュできた楽しい夜でした。……玉置
 ☆ロータリーゴルフ月例で優勝しました。年末で参加
 者が少なかったのとメンバーとハンディに恵まれ
 ました。……………植田英
 ☆昨年12月に入籍した長男の結婚式が東京表参道で
 先週末に行われました。たくさんの方々から祝福
 のメッセージを頂きありがとうございます。新郎の父の挨拶では、長井さんの祝いの言葉に励まされ
 とちる事なきスピーチを終えることが出来ま
 した。ありがとうございます！……………住山
 ☆昨夜、例のボーリングでOB都志見・田上・瀬戸組(3人)
 合計1730点で若組に1点差、先月に続き大変な出来
 事で喜んでもらいました。又、来年も宜しく。…渡部
 ☆月一會で珍しく2ヶ月連続の1ピン差の勝敗で、先月
 は負け組でしたが昨夜は勝ち組になりゴチになりました。美味しいお酒を飲み過ぎて久しぶりに午
 前様になりました。……………田上、瀬戸

お知らせ

会長報告

・本日、第6回定例理事会を行いました。2019年規定審
 議会において採択された制定案メイクアップの件、
 退会者の件、次年度幹事の理事会オブザーバー出席
 の件、新年例会(1月9日)の件、後期会費(9万円)の件、
 事務局年末年始休み(12/28～1/5)の件が、承認され
 ました。退会者につきましては、11月に柴田会員と
 南会員より退会届が出され、理事会は受理致しま
 した。

・先週5日に行いました忘年会には大勢ご参加頂き、あ
 りがとうございました。また、親睦活動委員会の皆
 さん、ありがとうございました。

幹事報告

- 12月7日地区立法案検討会がりんくう国際物流セン
 ターにて行われ、白井会長・横田副会長・私の3名が出席致しました。
- 年末年始の例会休会日は、1月2日のみですのでお間
 違えの無いようお願いします。2020年新年例会は、

1月9日です。また、会場が使用できないため1月30日の例会も休会です。

- ・ロータリーの友事務所2018-19年度事業報告書、くちくまのくらぶ「シーカ」近隣クラブ会報を回覧します。

委員会報告

雑誌委員会

- ・ロータリーの友12月号の紹介

成田 博 委員

会 計

植田英明会計

- ・来年1月9日の例会より、後期会費9万円を集めますので納入よろしくお願ひします。
- ・別件ですが、私の会長年度2016-17年より田辺・白浜の4クラブと富田林・羽曳野・太子クラブと交流を行ってきました。今年も太子クラブ会長・親睦委員長名で案内が届いていますのでお知らせします。新藤会員と住山会員にお世話をしていますので、参加頂ける方はお二人に申し出て頂きますようお願いします。

田辺・白浜の4クラブと 富田林・羽曳野・太子クラブ親睦会のお知らせ

・親睦見学ツアーハイ

【日 時】2020年3月14日（土）14:00～

【場 所】大阪府立 近つ飛鳥博物館 見学

河内ワイン 金徳屋 見学

世界遺産 墓山古墳 見学

・懇親会

【日 時】2020年3月14日（土）18：00～

【場 所】グランドホテル二葉

【会 費】8,000円（税込・2時間飲み放題付）

【宿 泊】ご希望の方はグランドホテル二葉に宿泊いただけます。6,000円（税込・朝食付）

・親睦ゴルフコンペ

【日 時】2020年3月15日（日）

【場 所】太子カントリークラブ（予定・詳細は後日案内します）大阪府南河内郡太子町葉室

【参加費】5,000円

【プレー費】各自精算お願い致します。

【参加締切】2020年1月20日まで

プログラム



『スマート税務行政』 ～税務行政の将来に向けて～

田辺税務署
署長
野間 剛 様

田辺税務署長の野間でございます。

本日は、このようなお話をする機会をいただき、まことに、ありがとうございます。

日頃、田辺ロータリークラブの皆様方におかれましては、税務行政に多大なるご協力いただいておりますこと、重ねて、御礼、申し上げます。

さて、本日は皆様に、このたび税率の改訂が行われました「消費税」について少しお話したのち、今、私ども税務当局が進めております、我々の組織の効率化に向けての取組、税務行政の改革、将来といったことなどを中心として、今後の税務行政のあり方を知っていただき、皆様の税務に対する知識を深めていただけ

たらと思っております。よろしくお願ひします。

まずは、このグラフをご覧ください。この10月に、消費税率が引き上げられましたが、大阪商工会議所が、その影響について調査を行った結果です。

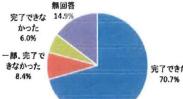
消費税率引き上げの業績に対する影響に

については、「影響はほとんどない」との回答が4割台後半、「悪い影響がある」は2割台後半となっています。悪影響の内容については、「景気や消費マインド悪化による売り上げの減少」とされた方が、8割を占めています。

消費税率引き上げ・軽減税率導入（10月1日）までの、 軽減税率への対応の完了有無について

- 「完了できた」…約7割。
- 「一部、完了できなかった」「完了できなかつた」…1割台半ば。

10月1日までの軽減税率対応の完了有無



次に、このグラフですが、10月1日までに軽減税率への対応の準備はどうだったか、ということです。

私どもも、あらゆる機会を通じて、説明会を開催してきたわけですが、「完了できた」が約7割、「一部、

完了できなかつた」「完了できなかつた」は、合わせて、1割台なかば、となっております。

皆さま方の、ご事業ではいかがでしょうか？

様々なご意見もあるうかと思いますし、この調査自体、10月の上旬に実施されており、今後、影響がでてくることもあろうかと思います。

今後は、新しい制度下での申告に向けてのご準備を行っていただくことになります。

私どもも、引き続き、田辺納税協会や税理士会の皆さんとタイアップするなどして、経理実務に即した形での、各種の説明会を開催していく予定であります。

どうか、よろしくおねがいいたします。

さて、皆様方のご事業に、少なからず影響を及ぼしている消費税ですが、このスライドをご覧ください。

消費税は、ご存知のとおり、平成元年に初めて施行され、その時の税率は3%でした。

その後、平成9年に地方消費税が創設された上で合わせて5%に引き上げられ、更に平成26年、同様に8%に引き上げられて、現在に至っております。そして、この10月、更に引き上げられて、税率は10%となりました。

今回は全てが10%に引き上げられるのではなく、一部商品等におきましては、8%に据え置かれることになります。わが国は、はじめて消費税の複数税率の時代に入ったわけあります。これが、いわゆる「軽減税率制度」と言われているものです。

最近の報道では、どうしても複数税率制度の方に向いてしまって、肝心の、今回、なぜ、またもや税

消費税率の引上げ及び消費税の使途明確化

消費税率の引上げ		消費税の使途明確化			
区分	適用期間	平成9年4月1日～ 平成10年4月1日～	平成10年4月1日～ 令和元年（2019年）10月1日～	令和元年（2019年）10月1日～ 令和2年（2020年）10月1日～	令和2年（2020年）10月1日～
現行税率	現行税率	4%	6%	6.24%	7.6%
地方消費税率	1%	1.7%	1.76%	2.2%	
合計	5%	8%	8%	10%	

- 消費税の使途明確化（消費税法第1条第2項）
消費税の課税については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百五十九号）に定めるところによる。但し、前項の規定により課税される場合においては、地方交付税法の規定によるものとする。

また、地方消費税の課税は、昭和五十二年四月一日以後のものとする。

1 現行税率は、現行の二段階税率による税率を適用する場合における税率である。

2 地方消費税率は、現行の二段階税率による税率を適用する場合における税率である。

3 令和元年（2019年）10月1日以後の税率は、現行の二段階税率による税率を適用する場合における税率である。

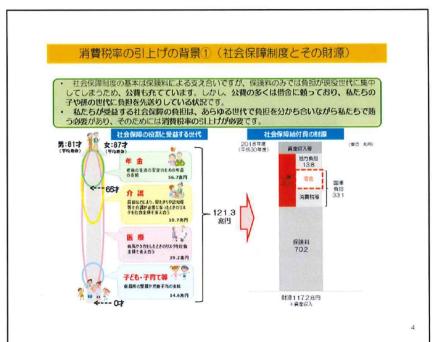
4 令和2年（2020年）10月1日以後の税率は、現行の二段階税率による税率を適用する場合における税率である。

5 令和2年（2020年）10月1日以後の税率は、現行の二段階税率による税率を適用する場合における税率である。

率を引き上げることになったのか、引き上げた増収部分については何に使われるのかということが、あまり、取り上げられておりません。

税率がUPされた背景について、少し、お話をさせていただきますと、今回の消費税法の改正は、政府が推進した「社会保障と税の一体改革」という政策の一環として施行されました。

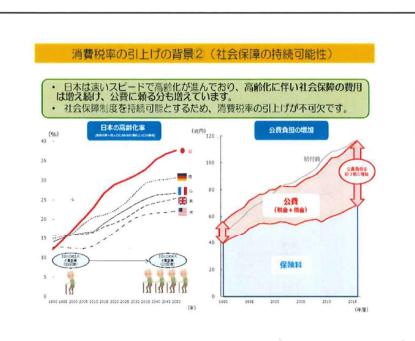
今回の消費税の増収部分は「全世代を対象とする社会保障の充実と安定」のために使われることになります。そのため、スライドの下段に記載されていますとおり、消費税法においても、その使途を明確化するため、条文の中に、その使途について「社会保障に要する経費に充てる」旨、はっきりと記載されているわけです。



中してしまうため、「公費」も充てています。

しかしながら、公費の多くは国の借金、つまり国債等に頼っているのが現状で、これではその負担を、私たちの子や孫の世代に先送りしている状況です。

私たちが受益する社会保障の負担は、あらゆる世代で負担を分かち合いながら貯う必要があります、消費税の引き上げが、今回、必要になったということです。



このような日本社会において、その社会保障制度を持続可能にしようとしているところになると、消費税の引き上げは不可欠、ということになるのです。

しかしながら、今回の改正では、全ての税率を引き上げるわけではありません。税率が10%と初の二桁台となりました。

この中で、「全ての品目にかかる税率を、一律に引き上げるのはいかがなものか。生活必需品と嗜好品とが一緒の税率でいいのか。」、という議論がなされました。

ここで、「軽減税率制度」という話が出てきて、複数税率が適用されることになったというわけです。

複数税率の時代に入り、すなわち軽減税率制度が導入されたいま、皆さんに最も留意していただきたいのは、「区分経理が必要」ということです。

10月から2か月が経過しましたが、今後は、改正後の初めての確定申告に向けての、実務的な準備が必要となってきます。

このスライドは、現在消費税申告書の作成までを



イメージしたものです。ご覧のとおり、複数税率が適用された現在では、記帳の段階から取引を異なる税率ごとに区分して記載し、それを集計して申告書を作成する必要があります。

また、区分は帳簿だけではなく、取引先に発行する請求書やレシートなども区分して表記する必要があります。

なお、消費税の仕入れ税額控除の適用を受けるためには、この区分経理に対応した帳簿や請求書等（区分記載請求書等）の保存が必要です。

そして、令和5年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書」等（いわゆる「インボイス」）の保存が仕入税額控除の要件となります。

これらに対応するためにも、お手数とは思いますが、今のうちから日々区分経理して慣れていただくとともに、スムーズな対応をお願いしたいと思います。

それでは、次のテーマに入ります。

消費税率が引き上げられ、皆様方、はじめ国民全体の消費税の負担が増加している中、行政全体の効率化、スリム化が強く求められています。

私どもの国税組織におきましても、第一線で税を取り扱う仕事をしているわけですから、より積極的、そして真剣に、税務行政の効率化、スリム化とか、将来に向けていろいろと考えております。



で税を取り扱う仕事をしているわけですから、より積極的、そして真剣に、税務行政の効率化、スリム化とか、将来に向けていろいろと考えております。

「税務行政の将来像」をご覧ください。

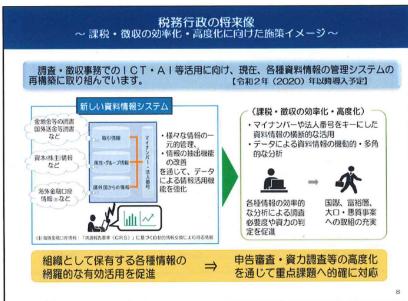
現在の税務行政については、ICT・AIの進展や、経済取引のグローバル化に伴う広域化・複雑化といった社会経済情勢に加え、職員の定員減少と申告件数や法人数の増加などもありまして、複雑化・困難化しているのが現状です。こういった変化を踏まえ、国税庁では、「納税者の皆さんの利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本柱として、税務行政のスマート化を目指すこととしています。

具体的には、ICTやマイナンバーの活用によるデジタル化を推進して、税務相談や申告・納付の手続をスムーズかつスピーディなものにするなど、納税者の皆様の利便性向上を進めてまいります。

また、現在、大阪局でも一部の署で実施されておりますが、税務署の内部事務の集中処理を進めるなどして、業務の改革を進める、そして、こうした取組により創出したマンパワーを活用し、新たな分野、たとえば国際的租税回避への対応といった重点課題に取り組んで行こうと考えております。

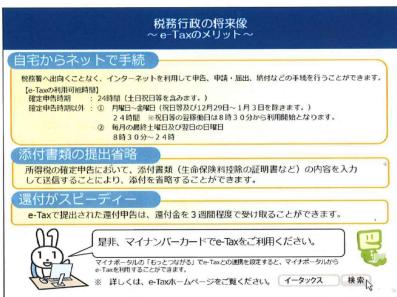
この「将来像」は、おおむね10年後の税務行政のイメージを示したものとなっており、その実現に向けて、AI技術等を取り入れながら、段階的に取り組むこととしております。

続きまして、課税・徴収の効率化・高度化に向けて、取り組んでいる施策について、ご紹介します。国税庁では、常日頃から様々な情報の把握に努めてお



「海外金融口座情報」、これは、よく「C R S」情報とも呼ばれておりますが、これらの資料情報を活用、一本化して、適正公平な課税・徴収の実現に取り組んでいるところです。このほかにも、様々な情報等の有効活用を促進すべく、資料情報の管理システムの再構築に取り組んでいます。新しい資料情報システムでは、様々な情報を一元的に管理し、さらに、情報の抽出機能の改善を図ることで、データによる情報活用機能を強化することを目指しています。

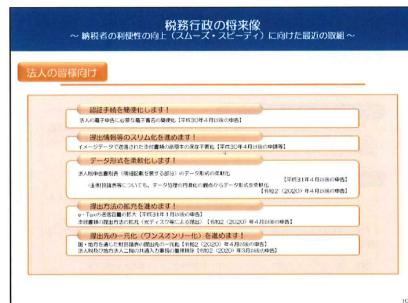
また、調査・徴収の担当者が、各種情報をより効率的に分析しながら、調査必要度などを判定し、より効率的に、国際的租税回避や富裕層に対する適正課税の確保、大口・悪質事案への対応といった重点課題へ的確に対応することとしております。



所得税や法人税などの申告や法定調書の提出、申請書などの各種手続、さらには税金の納付も税務署に出向くことなく、インターネットを通じて行うことができるものです。

ここにいらっしゃる皆様方も、相当多くの方々が、すでにご利用いただいている電子申告は、e-Taxに対応した税務・会計ソフトを利用すれば、会計処理や申告などのデータ作成から提出までの一連の作業を、電子的に行うことができるので、①事務の省略化や②ペーパーレス化につながります。

国税当局にとっても、窓口・郵送での申告書収受事務やデータ入力事務の削減、文書管理コストの低減などの効果が期待され、税務行政の効率化が図られると考えています。今回は法人と個人の申告に絞っていくつかお話ししたいと思います。



3つ目の、「法人税申告書別表（明細記載を要する部分）のデータ形式の柔軟化」についてです。

ります。具体的には、スライドにございますように、例えば、「金地金等の売買にかかる資料情報」、また、最近、新聞紙上等でもよく取り上げられております

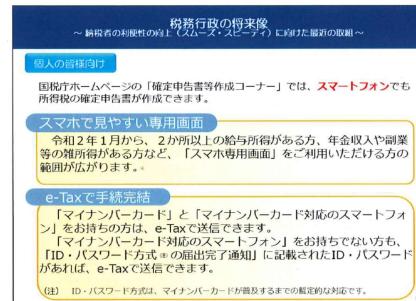
「海外金融口座情報」

法人税申告書別表のうち、明細記載を要する部分について、現状のデータ形式(XML形式)に加え、CSV形式による提出が可能となります。

このほか、勘定科目内訳明細書や財務諸表についても、同様にデータ形式(PDF形式)の柔軟化を予定しております。

また4つ目に記載していますが、提出方法の拡充として、e-Taxの送信容量の拡大、光ディスク等による添付書類の提出を可能とすべく準備を進めています。

法人税の申告書は、作成する枚数も多く、また、添付書類も多く求められ、非常に手間がかかるものと思います。帳簿や決算書の作成においても、ここまでICT、データ化が進んだ現在においては、これらの電子データを活用した申告を、有効に活用していただきたいと思います。



次に、個人の皆様向けの取組として、いわゆる「スマート申告」について紹介させていただきます。現在、年末調整済みの給与所得の方で、医療費控除や寄付金控除(ふるさと納税)の適用を受ける方に

ついては、スマートフォンで申告書が作成できるようになりました。また、来年、令和2年1月からは、2か所以上の給与所得がある方や、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。スマホで作成された申告書は、「マイナンバーカード」、若しくは税務署が発行する「ID・パスワード」があれば、そのままe-Taxで申告書を送信できます。

なお、税務署が発行する「ID・パスワード」は、あくまでも、マイナンバーカードが普及するまでの暫定的な対応ですが、身分を証明するもので本人の確認ができれば、5分ほどで発行できます。

ぜひ、お気軽に税務署までお越しください。

私たちは、こういった取組みを通じて、納税者の皆さんの利便性の向上を図るとともに、電子データの活用を推進し、行政事務全般を見直し、効率化を図っていきたいと考えております。

☆まとめ☆

1 社会・経済の変化に対応して、税制・税務行政は変化

2 適正・公平な課税の実現など国税庁の使命を果たしていくため、様々な取組

3 国民の生活を支えるため、また、未来の世代を育成するため、歳入の確保が必要

→ 国民全員で税制のあり方を考える必要

以上、ご説明した通り、社会・経済の変化に対応して、税制でありますとか税務行政も当然ながら変化していかなければいけません。私共が円滑な行政を運営するためには、皆様方との更なる連携・協調が必要不可欠であると考えております。引き続き、皆様方のご理解とお力添えを宜しくお願いします。

ご静聴ありがとうございました。